

# 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における 研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）

令和3年3月1日 方針335号

令和4年3月15日 方針359号

改正 令和5年12月1日 方針386号

## （目的）

第1条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「国立のぞみの園」という。）は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第3条に基づき、知的障害者の福祉の向上を図るため、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を通じて得る研究成果情報（以下「研究データ」という。）の有効な利活用を図るよう、積極的な措置を講ずる必要があることから、ここに基本方針を定める。

## （対象）

第2条 国立のぞみの園が公開対象とする研究データは、研究の参加者（被験者、被調査対象者等）の同意が得られているものであることを原則とし、その上で以下の通りとする。

ただし、研究データのうち、数値等の集計前のものについては、請求ごとに個別に審議対応することとし、安全管理対策等を施した上で、国立のぞみの園が妥当であると認めたもののみ、公開するものとする。また、知的財産権等の保護や個人情報の保護、その他の観点から、国立のぞみの園が公開することが適当でないと判断したものについては、公開の対象外とする。

- (1) 国立のぞみの園が独自に行った調査研究によって得たもののうち、個人情報を削除したデータ
- (2) 外部の資金（厚生労働科学研究、障害者総合福祉推進事業、社会福祉推進事業、民間団体の研究助成）等を活用して国立のぞみの園が研究責任者又は実施主体として行った調査研究によって得たもののうち、個人情報を削除したデータ
- (3) 外部組織との協業、共同研究等を通して得たもので、公開に同意されたデータ

## （管理・保存・メンテナンス）

第3条 国立のぞみの園は、研究データの性質等に留意しつつ、総務企画局研究部において以下の通り管理・保存を行う。

- (1) 参加者の同意の有無、個人情報の削除について確認した上で、外部からアクセスできないPCにパスワードを付与し、第2条(1)から(3)の種類に分類して管理する。

- (2) 研究データの提供を念頭に置き、広く機械可読性を確保するために CSV や XML 等の形式で保存する。
- (3) 保存した研究データについては、真正性・見読性の維持について定期的に点検するとともにデータの改ざん・削除からの保護を行う。

(公開)

第4条 国立のぞみの園は、FAIR原則（Findable: 見つけられる、Accessible: アクセスできる、Interoperable: 相互運用できる、Reusable: 再利用できる）の理念に準拠して公開する。

国立のぞみの園は、研究データの含まれる研究テーマを、研究紀要等を通して国立のぞみの園ホームページに公開するとともに、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の電子ジャーナルプラットフォーム(J-STAGE)および国立のぞみの園リポジトリに登録する。

この公開は、研究データの整理後には、可能な限り速やかに行えるよう努める。ただし、合理的な範囲において、公開までの準備期間又は猶予期間を設定することがある。また、公開は可能な限り継続的に行えるよう努める。

やむを得ない事由があると国立のぞみの園が判断した場合は、公開を打ち切ることがある。

(請求等)

第5条 国立のぞみの園は、第2条に定める研究データのうち、公開されていない研究データの利活用については、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園情報公開関係取扱基準（平成15年10月1日基準第40号、以下「取扱基準」という。）を準用し、請求は以下の方法とする。

- (1) 請求の受付は総務企画局総務部を窓口とする。
- (2) 研究データの利活用の請求は、取扱基準の「法人文書開示請求書」（様式第1号）とともに、①研究計画書、②当該研究等の倫理審査結果、③引用する研究データの表示方法（イメージ）、④論文発表（公開）等の予定等の情報を記載した書面（自由記載）の提出をもって受け付けるものとする。また、論文発表後は研究成果物の提出を求めるものとする。
- (3) 国立のぞみの園は、上記の請求書類を踏まえて提供の可否を判断し、申請者に回答する。ただし、提供後でも、申請者の研究活動における不正等が明らかになった場合は、研究データの利活用の中止を求めるものとする。

(研究データの帰属・知的財産)

第6条 研究データの著作権を含むその知的財産権は、特段の明示がない限り国立のぞみの園に帰属する。

研究データの中に、第三者が知的財産権を有するものがある場合には、該当する知的財産権保有者の指定する手続きが別途必要となる。

(免責)

第7条 国立のぞみの園は、研究データの利用に関して生じる一切の損害についての責任を負わない。

附 則

この方針は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年12月1日から施行する。